

生活支援サービスの充実に関する研究会について

1 背景

介護保険法の改正により、全国一律で提供されてきた予防給付のうち、介護予防の訪問介護と通所介護については、市町村が地域の実情に応じて、住民主体など多様な主体による柔軟な取組みにより行われるよう見直しを図られ、平成29年4月までに新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に移行することとなりました。

2 研究会の設置目的

- (1) 高齢者等の日常生活の支援や地域づくりに、元気な高齢者をはじめ、地域住民が支える側として参加できる環境整備の検討
- (2) 地域の課題解決に向け、支援が必要な高齢者等を地域で支える取り組みの検討
- (3) 生活支援コーディネーターの設置の検討

3 研究テーマ

- (1) 生活支援コーディネーターの設置について（要件、選任方法、配置場所等）
- (2) 協議体の設置について

4 研究会メンバー

- ・社会福祉協議会 2名
- ・あんしんケアセンター 2名
- ・社会福祉法人 1名
- ・NPO法人 1名
- ・老人クラブ 1名
- ・見守り活動等実施団体 1名
- ・千葉市社会福祉審議会
高齢者福祉・介護保険専門分科会委員 2名

5 今後のスケジュール

3月10日(午後2時から)

第1回研究会

- ・生活支援コーディネーターの設置について

4月下旬 第2回研究会

- ・コーディネーターの設置に係る課題について

5月～6月 第3回研究会

- ・生活支援コーディネーターの選出について
- ・協議体の構成団体について

9月 生活支援コーディネーターの決定
協議体の決定

10月以降 生活支援コーディネーター活動開始